

インターネット空間上の違法行為の被害者に対する実効性ある救済措置の検討

2023年5月23日

弁護士 林 いづみ

本日の構想委員会に出席がかなわないため、書面にて意見を申し上げます。

1. 競争領域の変化

我が国では2000年にIT基本法が制定されたが、その後の産業競争領域は、ハード、ソフト、サービスと移り変わり、伝統的な知的財産権の保護要件を満たさないデータが、「新たな情報財」ととどまらず、「産業競争力の中核」となり今後の産業発展の構造はAIやその前提となるデジタルデータ（ビッグデータのみならず個別のデータ）の獲得に依存している。

2. デジタルの世界でも、日常の世界と同様に人々の権利が保護されなければならない

進行しているデジタル革命を抑えるのではなく、成功に導くために、技術を信頼できるような規制の構築が必要である¹。日本も、2019年6月28日及び29日開催のG20大阪サミットの第2セッション「イノベーション」において、議長である安倍晋三総理（当時）から、イノベーションは経済発展と社会的課題の解決を両立する鍵であり、デジタル化に際してデータの自由な流通が不可欠であるという「信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust：DFFT）」の考え方を提示した²。

3. インターネット空間上の違法行為の被害者に対する実効性ある救済措置を検討すべき

AI技術は人間の知的能力と行為を補助し、一部を代替し拡張することを可能とするため、持続可能社会の強力な推進力になることが期待できる一方で、倫理、法、経済、教育、社会、研究開発の各論点について検討し考慮する必要がある³。特に、かねてよりインターネット上では、過去数年にわたって膨大なチャットボットやディープフェイクによる著作権侵害を含む各種の人権侵害や世論操作が増加の一途をたどっており、こうした海外からの匿名の不正行為に対しては、国境を越えた司法権の行使は困難である。したがって、予防措置とともに、被害を受けた人々のための効果的な救済措置を講じることが必要である。

知的財産戦略本部において、例えば、インターネット上で媒介者（仲介者）となる事業者が、違法行為者の本人確認（KYBC）を行ったり、被害者の申告に対してすみやかに侵害状態を除去することなど、実効性のある救済措置について適正手続の観点を踏まえて考え方を整理する、実質的な議論を進められることを期待する。 以上

¹ 2018年12月4日欧州委員会ヴェステテア委員（当時）「デジタル社会における消費者保護」
<https://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/eu/2019eu/201901eu.html>

² https://www.soumu.go.jp/main_content/000625755.pdf

³ 「人工知能と人間社会に関する懇談会」報告書

http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ai/summary/aisociety_jp.pdf